

陸上クラブ達磨 begin 会則

(名称)

第1条 本会は、陸上クラブ達磨 begin という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県伊勢崎市に置く。

(目的)

第2条 本会は、任意団体の立場から陸上競技を通して努力することの大切さや仲間と切磋琢磨する経験を重ね、友情を育み、体力の向上と自己記録への挑戦を目指しながら、青少年の健全育成や地域社会の活性化を図ることを目的とする。

(活動の種類)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動及び事業を行う。

- (1) 定期練習の実施
- (2) 大会や記録会への参加
- (3) 強化練習会や強化合宿への参加
- (4) 指導者・審判員の育成に関する活動
- (5) クラブ活動に関する広報や啓発
- (6) 他団体、他組織との連携、共催活動
- (7) その他・必要と思われる活動

(会員・構成)

第4条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって本会の構成員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人、コーチ会（コーチ全員）
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第5条 受講生として入会しようとするものが未成年者の場合は、保護者が会員となり、入会手続きを行う。また、受講生一人につき、その都度入会申込書や web での申込手続きを行い、団体代表者に申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、受講生一人につき、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。なお、途中退会の際の返金はしない。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を団体代表者に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 会則に違反したとき

(2) このクラブの名誉を傷つけたとき、または目的に反する行為をしたとき

(役員)

第9条 本会の役員会に次の役員を置き、コーチ会の中から選出する

(1) 理事（クラブ代表者） 1人

(2) 副理事（クラブ副代表者） 2人以内

2 全校に定める役員は役員相互により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 理事（クラブ代表者）は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事（クラブ副代表者）は、クラブ代表を補佐し、クラブ代表に事故あるとき又はクラブ代表が欠けたときは、クラブ代表者があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 役員会は以下の業務を所管する。

(1) 広報

(2) 業務・渉外

(3) 会計

(4) 総務

(解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決にする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条 この団体の総会は通常総会及び臨時総会の2種とし、成果員をもって構成する。

2 通常総会は、毎事業年度1回開催し、必要があるときは臨時総会を開催できるものとする。

3 すお買いは、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 滋養報告及び活動決算

(3) 役員選任又は解任、職務及び報酬に関するほうつく

(4) 入会金及び会費の額に関する報告

(5) その他運営に関する重要事項

4 総会は、出席会員により開催する。

5 決議要件は、出席会員の過半数とする。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則)

第16条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、理事長がこれを定める。

2 会員は、練習中・試合中及びその往復における事故等の一切の責任を負う旨の誓約書を毎年提出する。本会は、受講生のスポーツ保険に加入する。事故等に関しては、紹介の支払いだけで本会は一切の責任を負わない。